

島根県企業立地促進資金融資要綱

制 定 平成 3 年 8 月 9 日島根県告示第 718 号
最終改正 平成 29 年 3 月 31 日島根県告示第 163 号

(目的)

第1条 この告示は、島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）に基づき県内に立地を行う企業に対し、県が金融機関の協調を得て、その立地に必要な資金（以下「企業立地促進資金」という。）を融資することにより、県経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) 取扱金融機関 普通銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合、信用農業協同組合連合会、農業協同組合及び漁業協同組合 JF しまねで知事の指定を受けたものをいう。
- (2) 企業 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第2条第1号に規定する業種に属する事業を営む法人で条例第4条の規定による認定を受けたものをいう。

(資金措置)

第3条 県は、毎年度予算の範囲内で、企業立地促進資金の融資に必要な資金を取扱金融機関に預託するものとする。

- 2 前項の資金の預託利率、預託額、預託期間及び償還方法は、別に締結する契約で定めるものとする。
- 3 取扱金融機関は、第1項の規定に基づき預託を受ける額に、別に定める協調倍率を乗じて得た額以上の融資（以下単に「融資」という。）を行うものとする。

(融資対象事業費)

第4条 融資の対象となる経費は、規則第3条第1号アに規定する投下固定資本（以下単に「投下固定資本」という。）のうち、新たな施設又は設備（以下「融資対象施設等」という。）の取得に要する経費（以下「融資対象事業費」という。）とする。

- 2 融資対象施設等の取得は、条例第4条の規定による認定を受けた日から、知事が認める場合を除き、2年以内に行わなければならない。

(融資条件)

第5条 融資条件は、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 融資限度額 20億円。ただし、投下固定資本の合計額が、40億円未満の場合にあってはその合計額の50パーセントに相当する額とする。
- (2) 融資利率 年0.90パーセント。ただし、責任共有制度（信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。）の対象となる場合は、年1.05パーセントとする。
- (3) 融資期間 15年以内
- (4) 償還方法 2年以内据置き。原則として元金均等月賦償還とする。

- (5) 保証人その他の担保 取扱金融機関又は島根県信用保証協会の定めるところによる。
- (6) 信用保証 取扱金融機関の定めるところによる。
- (7) 保証料 年 0.45 パーセント以上 2.20 パーセント以下
(借入申込み)

第6条 融資を受けようとする企業（以下「申込者」という。）は、別に定める借入申込書を取扱金融機関へ提出しなければならない。

（融資協議）

第7条 取扱金融機関は、前条の規定による借入申込書の提出があった場合において内容を審査の上適當と認めたときは、別に定めるところにより、企業立地促進資金の融資について知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定により協議があったときは、内容を審査の上融資の適否について取扱金融機関に対し通知するものとする。

（融資）

第8条 取扱金融機関は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに申込者に対し融資を行うものとする。

2 取扱金融機関は、融資を完了したときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

（目的外利用の禁止）

第9条 融資を受けた企業（以下「借受者」という。）は、融資を受けた資金を融資の目的以外の目的に利用してはならない。

（事業内容の変更等）

第9条の2 借受者は、融資に係る事業内容を変更しようとするときは、取扱金融機関に申し出なければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定による申出があったとき及び融資条件を変更しようとするときは、別に定めるところにより、知事に協議しなければならない。

3 知事は、前項の規定により協議があったときは、内容を審査の上適否について取扱金融機関に対し通知するものとする。

（繰上償還）

第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ契約で定めるところにより、借受者に対し、期限を定めて取扱金融機関への企業立地促進資金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 条例第8条第1項の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) 虚偽の方法によって企業立地促進資金の融資を受けたことが明らかであるとき。
- (3) 企業立地促進資金の融資後、正当な理由なく、事業を廃止し、休止または著しく縮小したとき。
- (4) 企業立地促進資金の融資を受けて取得した施設又は設備を他に売却又は譲渡したとき。
- (5) 融資対象事業費の減少により、企業立地促進資金の当初借入額が融資対象事業費を超えたとき。

(6) 投下固定資本の合計額の減少により、企業立地促進資金の当初借入額が投下固定資本の合計額の 50 パーセントを超えたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、この告示に違反したとき。

2 取扱金融機関は、前項の規定に基づき借受者より企業立地促進資金の返還があった場合は、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(完了報告等)

第 11 条 借受者は、融資対象事業費の支払を完了したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

2 借受者は、操業開始後 1 年を経過したときから融資期間満了までの間、経営状況等について知事に報告しなければならない。

(完了検査等)

第 12 条 知事は、前条第 1 項の報告があったときは、借受者に対し完了検査を実施するものとし、借受者はこれを拒んではならない。

2 知事は、前項の完了検査のほか必要があると認めたときは、借受者に対し必要な調査を実施することができるものとし、借受者はこれを拒んではならない。

(雑則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、企業立地促進資金の融資に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この告示は、平成 3 年 8 月 9 日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成 3 年 8 月 9 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年告示第 448 号)

1 この告示は、平成 4 年 4 月 17 日から施行する。

2 この告示の施行の際現に島根県工業開発促進条例施行規則（昭和 48 年島根県規則第 79 号）第 2 条の規定により工場等の新設について文書を交換している当該工場等の新設に係る企業立地促進資金の融資については、なお従前の例による。ただし、融資利率については、島根県企業立地促進条例（平成 4 年島根県条例第 23 号）第 4 条の規定による認定を受けた企業に対し融資される企業立地促進資金に係る融資利率の例による。

附 則(平成 4 年告示第 870 号)

1 この告示は、平成 4 年 10 月 10 日から施行する。

2 改正後の第 5 条の規定は、平成 4 年 10 月 10 日以後の第 7 条第 2 項の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年告示第 72 号)

1 この告示は、平成 6 年 2 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 5 条の規定は、平成 6 年 2 月 1 日以後の第 7 条第 2 項の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年告示第 399 号)

- 1 この告示は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成 7 年 5 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年告示第 572 号)

- 1 この告示は、平成 7 年 7 月 3 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成 7 年 7 月 3 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年告示第 782 号)

- 1 この告示は、平成 7 年 10 月 2 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成 7 年 10 月 2 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年告示第 359 号)

- 1 この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年告示第 941 号)

- 1 この告示は、平成 8 年 11 月 13 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成 8 年 11 月 13 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年告示第 343 号)

- 1 この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年告示第 238 号)

- 1 この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年告示第 427 号)

- 1 この告示は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号の規定は、平成 11 年 6 月

1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成12年告示第312号)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成12年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成13年告示第260号)

- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第5条第2号の規定は、平成13年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成14年告示第352号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年告示第312号)

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第5条第2号の規定は、平成15年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成17年告示第422号)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第5条第7号の規定は、平成17年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成18年告示第483号)

- 1 この告示は、平成18年4月4日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第5条第7号の規定は、平成18年4月4日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成19年告示第274号)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第5条第2号の規定は、平成19年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成19年告示第792号)

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第5条第2号及び第7号の規定は、平成19年10月1日以後の知事の通知に係る融資(信用保証協会が債務の保証をする融資にあっては、

同日以後に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資)について適用し、同日前の通知に係る融資(信用保証協会が債務の保証をする融資にあっては、同日前に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資)については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年告示第 798 号)

この告示は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 230 号)

- 1 この告示は、平成 21 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成 21 年 3 月 27 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年告示第 241 号)

- 1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年告示第 185 号)

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年告示第 240 号)

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年告示第 163 号)

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。